

## 令和元年度 奈良県地域防災計画の主な修正内容（中間案） (水害・土砂災害等編／地震編)

令和元年12月17日 奈良県防災統括室  
(奈良県防災会議事務局)

### 趣旨

平成30年7月豪雨等の災害を踏まえ、本年4月に策定した「奈良県緊急防災大綱」の内容や、他自治体の被災経験に基づく課題や教訓等と、奈良県地域防災計画検討委員会（座長：関西大学社会安全研究センター長 河田惠昭教授）での2回にわたる議論で出されたご意見等の検討結果を、奈良県地域防災計画に反映させる。

また、国の防災基本計画等、各種計画の修正も反映させる。

### 検討の経緯

#### 令和元年6月～

事務局（防災統括室）で作成した「検討事項（案）」を庁内全部局で検討

#### 7月～8月

##### 奈良県地域防災計画検討委員会

事務局でとりまとめた「検討事項（案）」をもとに、「改定の方針」「改定の重点項目」について、検討委員会でご意見をいただいた（第1回7月22日、第2回8月20日開催）

#### 9月～10月

2回にわたる検討委員会での議論をふまえ、庁内全部局で計画本文を見直し、関係機関（国の機関やライフライン機関等）にもご意見をいただいた

#### 11月1日

##### 奈良県防災会議幹事会

事務局でとりまとめた、奈良県地域防災計画修正案（新旧対照表）について、防災会議構成団体にご意見を求める

#### 12月17日～令和2年1月8日

奈良県防災会議幹事会の各機関からのご意見を反映した奈良県地域防災計画修正案をホームページで公表し、パブリックコメントを実施する

#### 2月6日（予定）

##### 奈良県防災会議

奈良県地域防災計画修正案（最終案）をとりまとめ、審議

#### 3月（予定） 議会報告、公表

## 主な修正項目

### 1. 避難行動・避難生活

#### ① 避難行動

##### ・正しい避難行動の周知

(県・市町村の役割)

「避難」は必ずしも指定緊急避難場所や指定避難所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。県や市町村は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的な避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

(水土・地震 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

##### ・住民主体の避難行動の実現

(住民自らが取り組むべきこと)

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市町村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。

(水土・地震 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

(「自らの命は自らが守る」意識の徹底)

住民は、防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

(水土 第3章第1節 避難行動計画 修正案より)

##### ・指定緊急避難場所（指定避難所）の指定

(危険区域にある避難所の取扱)

市町村は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、市町村と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

(水土 第2章第1節 避難行動計画 第2節 避難生活計画 修正案より)

## ② 避難生活

### ・避難所での良好な生活環境等の確保

(避難所における設備の充実)

・換気や空調、照明の設備

・シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者にも配慮したバリア

フリー化された衛生設備

・冷房・暖房器具

・紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者に配慮した物資の備蓄 等

(水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より)

### ・安全・安心な避難生活の実現

(女性視点の取り入れ、プライバシーの確保等)

市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性の視点を幅広く取り入れて、女性にも過ごしやすい環境を維持する。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

県、市町村は、避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

(水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より)

(住民自らが取り組むべきこと)

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市町村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は市町村に対し必要な支援、助言を行う。

(水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より)

### ・多様な避難所の確保

(避難所への民間施設（旅館・ホテル等）の利用)

県は、要配慮者に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を踏まえ体制を整備する。

(水土・地震 第2章第2節 避難生活計画 修正案より)

## 2. 情報発信・リスクコミュニケーション

### ・5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

(市町村長による【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の伝達)

市町村長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

(水土・地震 第3章第1節 避難行動計画 修正案より)

### ・受け手への伝わりやすさを重視した情報発信の実現

(住民への情報伝達手段の確保)

市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような、可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

(水土・地震 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

(災害時における県の広報活動)

広報活動を行うに当たっては、適切に災害の逼迫感を伝え、住民の自発的な避難行動に直結する「伝わる」情報発信を行うよう留意するとともに、二次災害を防止するための必要な情報等発信を行うものとする。

(水土・地震 第3章第11節 広報計画 修正案より)

### ・地域の災害リスクの周知を徹底し、「地域の防災力」の向上を図る

(住民への周知及び啓発)

ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

県は、市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うとともに、県内市町村のハザードマップを県ホームページに集約しリスク情報の充実を図る。

(水土 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

### 3. 要配慮者

#### ・関係機関との連携による的確・迅速な対応の実現

(奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）の整備)

令和元年1月1日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良 DWAT）を整備。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。

(水土・地震 第2章第4節 要配慮者の安全確保計画 修正案より)

(精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動)

保健所保健医療対策本部は、D P A T（災害派遣精神医療チーム）等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

(水土 第3章第19節 地震 第3章第24節 保健医療活動計画 修正案より)

#### ・災害発生時の外国人への支援

(災害時多言語支援センターの設置等)

県は、災害時には、外国人の被災状況等により「災害時多言語支援センター」を設置し、運営を行う。

「災害時多言語支援センター」においては、事前に登録した「災害時通訳・翻訳ボランティア」の協力を得ながら、多言語での外国人の相談対応や、災害情報等の多言語での発信などを行い、必要に応じて避難所等へのボランティア等の派遣も検討する。

(水土・地震 第3章第4節 要配慮者の安全確保計画 修正案より)

(外国人専用の福祉避難所の設置)

県は、奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）を外国人専用福祉避難所として開設・運営する奈良市の支援を行う。

また、奈良市の外国人専用福祉避難所が開設される前であっても、必要に応じて奈良県外国人観光客交流館（奈良県猿沢イン）に一時避難所を開設するなど、外国人観光客の受入体制の充実・強化に努める。

(水土・地震 第3章第3節 帰宅困難者対策計画 修正案より)

#### ・要配慮者の安全かつ確実な避難行動の支援

(防災上重要な施設における計画)

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており

(平成29年6月法改正)、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

(水土・地震 第2章第1節 避難行動計画 修正案より)

## 4. 救急救助・医療

### ・大規模災害に備えた広域連携体制の構築

(広域搬送体制の構築)

県は、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な航空搬送拠点の整備に努めるとともに、災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。

(水土 第2章第23節 地震 第2章第28節 保健医療計画 修正案より)

### ・災害関連死を防ぐ被災者ケアの支援強化

(要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の対策)

県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、透析災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努める。

(水土 第2章第23節 地震 第2章第28節 保健医療計画 修正案より)

(在宅被災者等への支援体制の整備)

※避難所にいる被災者へ支援と同等の内容を追加する

市町村は、保健師等の派遣されたチーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。

- ① 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- ② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- ③ 市町村は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

(水土 第3章第19節 地震 第3章第24節 保健医療活動計画 修正案より)

水土：水害・土砂災害等編 地震：地震編 下線部は現行計画からの修正案

## 5. 防災拠点

### ・大規模災害発生時に救助・救援の拠点となる防災拠点の機能整理

(求められる機能に対応する現状施設の位置づけ)

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

#### (1) 防災拠点

災害応急活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの施設

① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む）。

② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点

③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点

④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点

※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点（県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など）

#### (2) 広域防災拠点

全国の防災機関から災害応急活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設

県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。

現行の広域防災拠点は、当面従来の4施設（県営競輪場、第二浄化センター、消防学校、吉野川浄化センター）を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設（中町道の駅等）、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。

（水土 第2章第17節 地震 第2章第22節 防災体制の整備計画 修正案より）

### ・広域防災体制の確立、大規模広域防災拠点の整備

(紀伊半島全体の支援拠点)

#### (3) 大規模広域防災拠点

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を五條市において進める。

併せて陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進める。

（水土 第2章第17節 地震 第2章第22節 防災体制の整備計画 修正案より）

水土：水害・土砂災害等編 地震：地震編 下線部は現行計画からの修正案

## 6. ハード対策

- ・「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」等を活用した計画的・重点的な防災対策の推進

(内水による床上・床下浸水被害の解消)

近年の新たな課題に対応するため、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定した。今後とも総合治水対策の一層の強化を図っていく。

また、県と市町村が連携し、河川の水位上昇に伴う内水による床上・床下浸水被害を解消するため、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を推進する。

(水土 第2章第29節 総合的な水害防止対策 修正案より)

(「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施)

土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支えるため、『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、選択と集中により、ソフト対策と一体となって、真に必要な対策を計画的かつ重点的に進めること。

また、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号など毎年のように甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。

### 【主な整備箇所】

- 1 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設
- 2 土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の代替性の無い避難所
- 3 アンカールート
- 4 現行基準に適合しない老朽化堰堤

(水土 第2章第33節 総合的な土砂災害防止対策 修正案より)

(ため池等防災対策推進事業の実施)

・県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める市町村等に対して支援を行う。

・ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。

(水土 第2章第39節 ため池災害防止計画 修正案より)

## 7. 住宅・建築物の耐震化

### ・地震発生時の住宅・建築物の被害の軽減、災害に強いまちづくり

(液状化対策)

県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

また、県及び市町村は、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

(地震 第5章第7節 広域かつ甚大な被害への備え 修正案より)

(ブロック塀・石塀等対策)

県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。

(地震 第2節第13節 建築物等災害予防計画 修正案より)

## 8. 南海トラフ

### ・南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組

(臨時情報発表に対する警戒等措置)

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された場合、後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

・日頃からの地震の備えの再確認

a. 家具等の固定 b. 避難場所・避難経路の確認

c. 家族等との安否確認手段の取り決め d. 家庭等における備蓄の確認

・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

・必要な体制の確保

・必要な情報の伝達・周知等

(地震 第5章に節を新設 第2節 南海トラフ地震臨時情報（案）より)

(平常時の物資調達)

・市町村は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

・県民による食糧備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、災害による被害の想定は困難であることから、市町村及び県は積極的に災害時の物資確保に努めるべきである。

また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなつた幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。

(地震 第5章第15節 物資等の確保 修正案より)